

五島市リモートワーク活用型関係人口創出業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

リモートワーク等の普及により働き方や暮らし方が見直され、地方への転職なき移住への関心が高まっており、移住定住へのステップとして関係人口の創出が重要性を増している。

そこで、リモートワークを活用した関係人口創出により来訪者及び五島市民の双方が利益を享受するため、地域との持続的な関係を構築することを目的としたワーケーションプランの企画開発、受入態勢の構築により滞在型観光の促進を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名 五島市リモートワーク活用型関係人口創出業務

(2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 契約の相手方の選定方法

①公募型プロポーザル方式により選定する。

②提出された企画提案を基にプレゼンテーション審査をする。

③審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

(5) 委託料

上限6,996千円とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

3. 提案内容

リモートワークを活用した良質な関係人口創出のため、2-(2)業務内容に基づき以下の点についてそれぞれ提案すること。

(1) 事業全体の考え方、全体スケジュール及び実施スキーム

(2) 実施事業の内容及び集客方法

(3) 地域との持続的な関係人口を創出する仕組み

(4) 地域密着型のコンシェルジュ窓口を備えた受入態勢

(5) 参加者アンケートの実施及び検証方法

4. 質問書の受付及び回答

実施要領に対する質問は、次により行うものとする。

(1) 提出方法 質問書（五島市ホームページからダウンロード可）を持参・郵送またはFAX、電子メールにより受け付ける。FAX、電子メールの場合は、必ず電話で送信の旨を連絡すること。

(2) 質問書の受付期限 令和6年4月17日（水）午後5時必着

- (3) 回答方法 質問書を受け付けた日から起算して3日後まで(土日祝日を除く。)に質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、令和6年4月22日(月)以降に五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。

5. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月17日(水)午後5時(必着)まで

(2) 提出方法

郵送(配達証明付き書留郵便による送付に限る)又は持参

(3) 提出書類 各1部

①参加表明書(様式第1号)

②申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人の場合に限る。)

③申込日前3月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る)

④申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

イ 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明(五島市内に本店、支店または営業所を有する者に限る。)

ロ 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明(五島市内に支店または営業所を有する法人に限る。)

ハ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

ニ 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明(個人の場合に限る。)

⑤暴力団等排除に関する誓約書(別紙様式2)

⑥会社概要の分かるパンフレット等(既存のもので可。)

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月13日(月)午後5時(必着)まで

(2) 提出方法

郵送(配達証明付き書留郵便による送付に限る)又は持参

(3) 提出書類 各6部(正本1部、副本5部。A4サイズに統一、両面印刷)

①提案書(様式第4号)

②提案書類(任意様式)

③実施スケジュール(任意様式)

④提案者に関する調書(五島市ホームページからダウンロード)

⑤見積書(任意様式:内訳を記載したもの)

- ⑥定款（押印のあるもの）
- ⑦直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- ⑧直近の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合）

7. プロポーザル審査実施スケジュール

	項目	期限等
1	公募開始	令和6年4月 5日（金）
2	質問書の提出期限	令和6年4月17日（水）午後5時（必着）
3	参加表明書の提出期限	令和6年4月17日（水）午後5時（必着）
4	質問書への回答	令和6年4月22日（月）までに回答及び五島市HPへ掲載
5	提案書等の提出期限	令和6年5月13日（月）午後5時（必着）
6	プレゼンテーション	令和6年5月24日（金） 予定
7	審査結果通知	令和6年5月29日（水） ごろ
8	契約手続き	令和6年6月上旬ごろ

8. 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行う。

(1) 選定方法

企画提案内容について、審査基準に沿って、審査員が評価、採点を行い、順位1位を多く獲得した者を委託候補者とする。順位1位が同数の場合はそれらの者のうち順位2位を最も多く付けた参加者を委託候補者とする。

提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点が60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には、再度公募を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

①実施日 令和6年5月24日（金） 予定

※詳細な日時については、応募状況により変動する可能性がある。募集締め切り後に提案者に対し、別途時間及び場所を連絡する。提案者は、五島市役所内会議室でのプレゼンテーションまたはテレビ会議システム（ZOOM）を使ったプレゼンテーション、いずれかを選択できる。

②時間配分 30分程度（プレゼンテーション15分、質疑15分）

※質疑時間は応募状況によって変更あり

③審査基準（配点）

イ 実施体制（スケジュールの合理性・取組体制）	10点
ロ 実績評価（類似する業務の実績）	20点
ハ 提案内容	
・ 事業趣旨に沿った提案であるか	20点
・ 事業の内容は魅力的か	20点
・ 集客方法に関する具体的な提案があるか	20点

9. 審査結果

審査結果は、全ての参加者に通知文書を発送する。選定に関する異議・質問等は一切受け付けない。

10. 委託契約

審査により最優秀提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

(1) 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

①契約にあたっては、契約書を2部作成し、各1通を保有する。

②提案された提案内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約する。（別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）

③業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

11. その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(2) 企画提案書提出は、1者1提案とする。

(3) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。

(4) 本審査に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(5) 提出された提案書等は返却しない。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は失格とする。

(7) 業務の内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、協議・調整のうえ決定する。

(8) 五島市が本審査に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を使用又は公表することができるものとする。

12. 連絡先

本件に関する書類の提出先及び質問先

「五島市地域振興部 地域協働課 移住定住促進班」

〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1

電話 0959-76-3070 F A X 0959-74-1994

メール ui-turn@city.goto.nagasaki.jp